

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	取引の方向性ならびに各取引との関連性を明らかにするために、第2項を以下のとおり変更すべき。 「二 債券の売り戻し条件付売買及び現金担保付有価証券借入において、金融商品取引業者の本店その他の非居住者に対する、受渡代金相当額又は差入担保金」	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。